

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第11条の3第2項
処 分 概 要 : 年少射撃資格の認定の取消し
原権者(委任先) : 兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13(年少射撃資格の認定)、第11条の3第2項
処 分 基 準 : 年少射撃資格者による当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、認定を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先 : 兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係 (078-341-7441 内線 3415)
備 考 :